法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還環境整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村（法第三十三条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村をいう。）の長に提出しなければならない。

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条　［略］

2　確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等（法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等をいう。第四項及び第五項において同じ。）となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3　前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

4・5　［略］

6　前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第十三条第一項」と読み替えるものとする。

（法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十四条　［略］

2　第十二条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、

（法第三十七条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十三条　［同上］

2　確認を受けようとする個人事業者又は法人の申請については、当該個人事業者又は法人が法第四条第三号に規定する原子力災害の被災者である労働者（第四項において「被災労働者」という。）を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となった日をいう。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3　前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第八」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第九」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十」と読み替えるものとする。

4・5　［同上］

6　前条第五項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。

（法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第十四条　［同上］

2　第五条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第三項中「別記様式第四」と

及び同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

（産業復興再生計画の認定の申請）

第二十条　福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一～三　［略］

四　法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五　［略］

（法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第二十二条　法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画（法第六十一条第九項の規定により認定を受けた産業復興再生計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

（法第八十二条において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

あるのは「別記様式第十三」と、同条第四項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第七項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十五」と読み替えるものとする。

（産業復興再生計画の認定の申請）

第二十条　福島県知事は、法第六十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第十六による申請書その他の法第六十一条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一～三　［同上］

四　法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第六十一条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五　［同上］

（法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第二十二条　法第六十二条第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定産業復興再生計画（同項に規定する認定産業復興再生計画をいう。）の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

［条を加える。］